

令和6年度外国人観光客受入環境整備促進事業補助金募集要領

宮城県では、外国人観光客等が快適に観光を楽しんでいただけるよう、宿泊施設、住宅宿泊事業の用に供する施設若しくは、観光集客施設又は一般旅客自動車運送業に使用する車両への無料公衆無線LANや外国語案内表示の整備を実施する事業者に対して支援を行い、多くの観光客を迎え入れ、地域経済及び地域社会を活性化することを目的として、受入環境の整備に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付することとしており、以下のとおり事業を募集します。

なお、本事業では、設置済みの無料公衆無線LANなどに係る経費は、補助の対象としません。

1 対象者・対象施設

(1) 宿泊施設

※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号の営業に供する施設及びこれに類するものと知事が認める施設は除きます。

(2) 住宅宿泊事業法の規定により届出された住宅宿泊事業の用に供する施設

(3) その他、知事が特に認める集客力の高い観光集客施設（お問い合わせください。）

※施設自体に観光集客力のある施設

(4) 一般旅客自動車運送事業に使用する車両（乗車定員11人以上の車両に限る。）

※民間交通事業者が一定期間以上、仙台空港を発着とする路線を定めて定期に運行するものであって、2以上の異なる市町村に所在する県内観光地に停車して運行するもの又は県内観光地に停車し他県まで運行するものに限ります。

※（1）～（3）について

- ・過去にこの補助金を受けた事業者でも、整備の対象となる施設が異なれば申請できます。
- ・「無線LAN整備」と「外国語表示等の整備」については、同じ施設であってもそれぞれ1回ずつ申請ができます。
- ・施設の従業員のみが使用する場所は、補助の対象となりません。

2 補助対象経費

下記の経費を対象とします。

宿泊施設、観光集客施設、住宅宿泊事業の用に供する施設、一般旅客自動車運送事業に使用する車両

(1) 無料公衆無線LAN（Wi-Fi）整備について

※いずれも無料公衆無線LANを新たに設置する場合に限ります。

ア 機器購入費（無線LAN（親機）、その他無線LAN設置に必要と認められる機器）

イ 設置工事費（電源設置工事、配線工事、その他無線LAN設置に係る工事）

※レンタル機器のレンタル料やその設置に係る工事費は、補助の対象となりません。

※対象となる施設が複数ある場合、対象経費の合算を可とします。

(2) 外国語表示による整備について

ア 施設や客室内の案内表示の作製及び設置に要する経費

イ 施設や客室内の既設案内表示の盤面張替又は追加に要する経費

ウ パンフレット、マップの作成に要する経費

※既存の外国語パンフレット・マップの改訂及び増刷に要する経費は対象外とします。

エ ホームページの作成に要する経費

自社サイトの宿泊予約機能ページや施設の概要、地域の観光情報や災害時の情報発信に係るホームページの作成・改修、翻訳に係る経費

※補助対象施設等の設置主体又は運営主体が運営するホームページであって、補助対象施設等の情報発信を目的とした物であること。

オ 外国語音声案内ツールの整備に伴う経費

音声翻訳アプリケーション等ソフトを活用するためのタブレット機器の購入費等

※観光施設、宿泊施設及び車両内部での案内サービスにおいて、従業員が補助的に使用することを目的としたタブレットであること。

3 補助率

補助対象経費の2分の1以内

4 補助上限額

1年度につき70万円

5 事業期間

原則として、令和7年2月29日までとします。

※なお、本事業の対象経費は、令和6年度中に支払いが完了するものを対象とします。

6 交付決定

交付申請の内容が適正であると認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付決定を行います。

7 スケジュール

交付申請の受付期間	1次募集 令和6年8月5日（月）から令和6年11月29日（金）まで 2次募集 令和7年1月6日（月）から令和7年1月15日（水）まで （受付時間） 午前9時から午後5時まで（土曜、日曜、祝日等の閉庁日を除く。） ※上記期間外での交付申請書は、いかなる理由があっても受付できません。 ※募集期間中であっても補助額が予算額に達した時点で、受付を終了いたします。
補助金交付決定通知	交付申請書を受付順に審査し、随時交付決定の可否を通知

8 補助要綱・申請様式及び申請窓口

補助要綱・申請様式等は県観光戦略課HP（<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankou/>）でダウンロードできます。県観光戦略課の窓口でも配布します。

申請は、県観光戦略課で受け付けます。なお、郵送での申請も可能です。

申請書及び各添付書類は、各1部提出願います。

申請先 宮城県経済商工観光部観光戦略課 観光産業振興班
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号（宮城県庁14階）
電話：022-211-2755

9 注意事項

（1）補助金の申請要件について

◆**宮城県暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等は、補助金の交付申請をすることができません。**

暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等が役員となっている企業等は、補助金の交付申請をすることができません。

補助金交付申請に当たっては、誓約書及び役員名簿（役員の住所／氏名／性別／生年月日）に必要事項を記入の上、提出してください。提出がない場合は、交付申請の内容の如何にかかわらず、交付決定をすることができませんので、御注意ください。

◆**県税に未納がある者は、補助金の交付申請をすることができません。**

県税に未納がある者は、補助金の交付申請をすることができません。

補助金交付申請に当たっては、必ず県税の納税証明書を添付願います。添付いただけない場合には、交付申請の内容の如何にかかわらず、交付決定をすることができませんので、御注意ください。

(2) 事業の着手について

◆交付決定後に事業着手してください。

県は交付申請の内容（事業計画）が適正と認めた事業に対して交付決定することから、既に実施済み又は着手済みの事業については交付申請を認めていません。そのため、交付決定前に事業着手していたことが交付決定後に判明した場合は、当該事業の交付決定を取り消すことがあります。

(3) 補助金の支払いについて

◆県から補助事業者への補助金のお支払いは、事業の完了検査後です。

事業が完了した際は、実績報告書の提出をお願いします。これを受けて、県は完了検査を実施します。事業の完了が確認され、補助金額を確定した後、補助金をお支払いします。

(4) 消費税の取扱いについて

◆補助金では、消費税分を各補助事業者へ支払うことができません。

補助金では、その制度上、消費税分を各補助事業者へ支払うことができません。そのため、事業費は、消費税を含まない形で申請をお願いします。（全ての積算は、消費税抜きの数字でお願いします。）

*** 補助金において消費税を支払えない理由 ***

補助事業者において、77万円（うち消費税に係る部分は7万円）の補助対象事業を行い、全額補助金を受け取り、使い切ったとします。そうすると、補助金については、手元には1円も残らないこととなります。

その後、その事業者が国に納税する消費税額を確定するため、仕入控除税額を算出しなければなりません。その中には、通常、補助事業で支払った消費税7万円分が含まれてきます。

当然その7万円は仕入控除税額として控除され、事業者の手元に戻ってきってしまうこととなることから、補助金の場合には、消費税分を対象とすることができません。

※ 実額として戻ってくるかどうかは、「何かを購入して支払った消費税」と「何かを販売して預かった消費税」の差が問題となりますが、いずれにしても控除はされていますので、効果としては、その分が手元に戻るのと同じ効果となります。

(5) 事業の変更手続について

◆事業内容を変更する場合には、事前に知事の承認を受けることが必要です。

各補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更の申請を行い、知事の承認を受けなければいけません。ただし、軽微な変更（補助対象経費の30%以内の減少である場合や、その他事業の細部を変更する場合など）については必要ありません。

事業内容に変更が生じる可能性がある場合には、早めに担当者まで御連絡ください。変更承認の手続を経ないで実施された事業に関しては、補助金を交付することができない場合がありますので、必ず事前に御相談ください。

(6) 財産の管理・運用について

◆補助事業が終了した後も、今回の補助事業で取得した機器等を適切に管理し、補助金の目的に従って、効果的運用を図らなければいけません。

また、承認を受けて財産を処分したことにより収入を得た場合には、その収入に相当する額の全部又は一部を県に返還する必要がありますので、今回の補助事業で取得した機器等を処分する際には、必ず事前に御相談ください。

(7) 適正な書類の整理について

◆見積書・施工仕様書・契約書など事業の実施を証する書類、請求書・領収書など経費の支出を証する書類がない場合には、補助金が交付できない場合があります。

見積書・施工仕様書・契約書等事業の実施を証する書類、請求書・領収書等経費の支出を証する書類がない場合には補助金が交付できない場合がありますので、御注意ください。

10 お問い合わせ先

宮城県経済商工観光部観光戦略課 観光産業振興班

電 話：０２２－２１１－２７５５（直通）

FAX：０２２－２１１－２８２９

E-mail：kankouss@pref.miyagi.lg.jp